

令和3年3月五島市議会定例会議案表

(令和3年3月9日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 5 号	五島市税条例の一部改正について	1
議案第 6 号	五島市火災予防条例の一部改正について	2
議案第 7 号	五島市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	5
議案第 8 号	五島市児童館条例の一部改正について	7
議案第 9 号	五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について	9
議案第 10号	五島市デイサービスセンター条例の一部改正について	11
議案第 11号	五島市富江老人福祉センター条例の廃止について	12
議案第 12号	五島市介護保険条例の一部改正について	13
議案第 13号	五島市頓泊園地休憩施設条例の制定について	15
議案第 14号	五島市高浜園地休憩施設条例の制定について	19
議案第 15号	五島市スポーツ広場条例の一部改正について	23
議案第 16号	五島市狩立野外スポーツ広場条例の廃止について	24
議案第 17号	五島市公設小売市場条例の廃止について	25
議案第 18号	五島市手数料条例の一部改正について	26
議案第 19号	五島市道路占用料徴収条例の一部改正について	29

議案第20号	五島市水道事業給水条例の一部改正について	31
議案第21号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	32
議案第22号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	37
議案第23号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	42
議案第24号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	47
議案第25号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	50
議案第26号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	53
議案第27号	鬼岳天文台及び産品センター鬼岳四季の里の指定管理者の指定について	58
議案第28号	福江武家屋敷通りふるさと館の指定管理者の指定について	59
議案第29号	多郎島地区公園の指定管理者の指定について	60
議案第30号	道の駅遣唐使ふるさと館の指定管理者の指定について	61
議案第31号	令和2年度五島市一般会計補正予算（第11号）	別冊
議案第32号	令和2年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第33号	令和2年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	別冊
議案第34号	令和2年度五島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第35号	令和2年度五島市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第36号	令和3年度五島市一般会計予算	別冊

議案第 37 号	令和 3 年度五島市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第 38 号	令和 3 年度五島市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 39 号	令和 3 年度五島市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 40 号	令和 3 年度五島市診療所事業特別会計予算	別冊
議案第 41 号	令和 3 年度五島市大浜財産区特別会計予算	別冊
議案第 42 号	令和 3 年度五島市本山財産区特別会計予算	別冊
議案第 43 号	令和 3 年度五島市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 44 号	令和 3 年度五島市公設小売市場事業特別会計予算	別冊
議案第 45 号	令和 3 年度五島市港湾整備事業特別会計予算	別冊
議案第 46 号	令和 3 年度五島市交通船事業特別会計予算	別冊
議案第 47 号	令和 3 年度五島市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第 48 号	令和 3 年度五島市水道事業会計予算	別冊
報告第 2 号	有限会社岐宿農研の経営状況について	別冊

議案第5号

五島市税条例の一部改正について

五島市税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市税条例の一部を改正する条例

五島市税条例（平成16年五島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第90条第1項第1号中「又は精神障害者」の次に「（以下「身体障害者等」という。）」を加え、「身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等、当該身体障害者等」に改め、同条第2項中「交付された身体障害者」を「交付された身体障害者等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が提出の必要がないと認める場合は、この限りでない。

第90条第3項に次のただし書を加える。

ただし、市長が提出の必要がないと認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免に係る手続等を見直すことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

五島市火災予防条例の一部改正について

五島市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市火災予防条例の一部を改正する条例

五島市火災予防条例（平成16年五島市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「、電気」を「、電気自動車等（電気）」に改め、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合

には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号を同条第14号とし、同条第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

五島市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

五島市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 五島市福祉医療費の支給に関する条例（平成16年五島市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「18歳に満たない児童を含む」を「第2項、第5項及び第7項に該当する者を除く」に改め、同条第3項中「15歳」を「18歳」に改め、「該当する者」の次に「並びに婚姻したことがある者」を加え、同条第5項及び第7項中「18歳未満」を「小学校就学の始期から18歳に達するまで」に改め、同条第9項中「又は乳幼児」を「、乳幼児、子ども、母子家庭の子又は父子家庭の子」に改める。

第3条第1号中「、乳幼児、子ども」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 医療保険各法の規定による被保険者又は組合員である保護者に扶養されている乳幼児及び子ども

第4条第1項各号列記以外の部分中「前条第1号」の次に「及び第3号」を加え、同項第1号イただし書中「15歳」を「18歳」に改める。

第2条 五島市福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「並びに婚姻したことがある者」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の五島市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、令和3年4月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

(提案理由)

子どもに係る福祉医療費の支給対象者を18歳の子どもまで拡大することに伴い、
所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 号

五島市児童館条例の一部改正について

五島市児童館条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市児童館条例の一部を改正する条例

五島市児童館条例（平成 1 6 年五島市条例第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

第 5 条ただし書中「指定管理者は、特に」を「市長が特に」に改め、「、市長の承認を得て」を削り、同条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項ただし書中「指定管理者は、特に」を「市長が特に」に改め、「、市長の承認を得て」を削り、同条を第 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（職員）

第 6 条 児童館に館長及び児童の遊びを指導する者を置き、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

第 7 条第 1 号中「おおむね 3 歳以上の幼児」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 小学校就学の始期から、満 1 8 歳に達するまでの者

第 8 条及び第 9 条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 2 項中「及び指定管理者」を削る。

第 1 3 条及び第 1 4 条中「指定管理者」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

ふくえ児童館の管理を市が直接行うこと等に伴い、所要の規定の整備を行う必要

がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年五島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項第3号中「次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める額」を「賦課期日において地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有していた者である場合は、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして算定した額」に改め、同号アからウまでを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（利用者負担額の算定に係る所得割課税額の特例）

2 令和3年1月から同年8月までの月分の利用者負担額の算定に係る所得割課税額については、この条例による改正後の別表備考第1項第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 賦課期日において地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有していた者である場合 これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして算定した額
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子（扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円未満の者に限る。）又は同令第2条第2号に規定する男子に該

当する場合 その者の申請により、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による改正前の地方税法（以下「改正前の地方税法」という。）第314条の2第1項第8号の規定による控除を適用して算定した額

- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子（扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以上の者に限る。）に該当する場合 その者の申請により改正前の地方税法第314条の2第3項の規定による控除を適用して算定した額

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

五島市デイサービスセンター条例の一部改正について
五島市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。
令和3年3月9日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
五島市デイサービスセンター条例（平成16年五島市条例第104号）の一部を
次のように改正する。

第2条の見出し及び同条第2項中「、位置及び定員」を「及び位置」に改め、同

「
項の表中

定員
15人
20人
15人

 を削る。
」

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

デイサービスセンターの定員に係る規定の方法を見直すことに伴い、所要の規定
の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 1 号

五島市富江老人福祉センター条例の廃止について

五島市富江老人福祉センター条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市富江老人福祉センター条例を廃止する条例

五島市富江老人福祉センター条例（平成 1 6 年五島市条例第 8 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

富江老人福祉センターを廃止することに伴い、五島市富江老人福祉センター条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

五島市介護保険条例の一部改正について

五島市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市介護保険条例の一部を改正する条例

五島市介護保険条例（平成16年五島市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「40,560円」を「39,960円」に改め、同項第2号及び第3号中「60,840円」を「59,940円」に改め、同項第4号中「73,000円」を「71,920円」に改め、同項第5号中「81,120円」を「79,920円」に改め、同項第6号中「101,400円」を「99,900」に改め、同項第7号中「109,510円」を「107,890円」に改め、同項第8号中「125,730円」を「123,870円」に改め、同項第9号中「141,960円」を「139,860円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「200万円」を「210万円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「300万円」を「320万円」に改め、同条第5項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「24,340円」を「23,980円」に改め、同条第6項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「40,560円」を「39,960円」に改め、同条第7項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「56,790円」を「55,950円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

五島市頓泊園地休憩施設条例の制定について

五島市頓泊園地休憩施設条例を制定する条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市頓泊園地休憩施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、頓泊園地休憩施設（以下「休憩施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び位置)

第2条 市民の保養に資するとともに観光の振興を図るため、休憩施設を五島市玉之浦町頓泊276番地2に設置する。

(利用時間)

第3条 休憩施設を利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用期間)

第4条 休憩施設を利用することができる期間は、市長が定める。

(利用の許可)

第5条 休憩施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、休憩施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可について条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、休憩施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 休憩施設の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他休憩施設の管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 休憩施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を利用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外に休憩施設を利用し、又は休憩施設を利用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の内容又は利用の許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、休憩施設への入場を拒み、又は退場を命ずるものとする。

- (1) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者又はこれらのおそれがある物品若しくは動物を携行する者
- (3) 休憩施設の秩序を乱すおそれがあると認められる者

(4) その他休憩施設の管理上支障があると認められる者

(原状回復義務)

第13条 利用者は、休憩施設の利用を終了したとき、又は第11条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止され、若しくは制限されたときは、その利用しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わって行い、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償義務)

第14条 利用者又は入場者は、故意又は過失により休憩施設の施設等を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者又は入場者の責めに帰することができない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分		単位	金額
栈敷	大人	1人につき	500円
	小人（小、中学生）	1人につき	300円
シャワー		1回につき	200円
ロッカー		1回につき	100円
売店		1日につき	60円

備考

- 1 売店の使用料は、午前9時から午後5時までをもって1日料金とし、この時間以内の場合であっても1日料金とする。
- 2 売店の利用に係る光熱水費の実費は、別途徴収する。

(提案理由)

長崎県から譲渡を受ける頓泊園地休憩施設を市の公の施設として設置することに伴い、その設置及び管理に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

五島市高浜園地休憩施設条例の制定について

五島市高浜園地休憩施設条例を制定する条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市高浜園地休憩施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、高浜園地休憩施設（以下「休憩施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び位置)

第2条 市民の保養に資するとともに観光の振興を図るため、休憩施設を五島市三井楽町貝津1054番地1に設置する。

(利用時間)

第3条 休憩施設を利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用期間)

第4条 休憩施設を利用することができる期間は、市長が定める。

(利用の許可)

第5条 休憩施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、休憩施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可について条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、休憩施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 休憩施設の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他休憩施設の管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 休憩施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を利用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外に休憩施設を利用し、又は休憩施設を利用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の内容又は利用の許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、休憩施設への入場を拒み、又は退場を命ずるものとする。

- (1) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者又はこれらのおそれがある物品若しくは動物を携行する者
- (3) 休憩施設の秩序を乱すおそれがあると認められる者

(4) その他休憩施設の管理上支障があると認められる者

(原状回復義務)

第13条 利用者は、休憩施設の利用を終了したとき、又は第11条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止され、若しくは制限されたときは、その利用しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わって行い、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償義務)

第14条 利用者又は入場者は、故意又は過失により休憩施設の施設等を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者又は入場者の責めに帰することができない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分		単位	金額
栈敷	大人	1人につき	500円
	小人（小、中学生）	1人につき	300円
シャワー		1回につき	200円
ロッカー		1回につき	100円
厨房棟		1日につき	230円

備考

- 1 厨房棟の使用料は、午前9時から午後5時までをもって1日料金とし、この時間以内の場合であっても1日料金とする。
- 2 厨房棟の利用に係る光熱水費の実費は、別途徴収する。

(提案理由)

長崎県から譲渡を受ける高浜園地休憩施設を市の公の施設として設置することに伴い、その設置及び管理に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

五島市スポーツ広場条例の一部改正について

五島市スポーツ広場条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市スポーツ広場条例の一部を改正する条例

五島市スポーツ広場条例（平成16年五島市条例第241号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表黒瀬地区スポーツ広場の項、女亀地区スポーツ広場の項及び泊地区スポーツ広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

黒瀬地区スポーツ広場、女亀地区スポーツ広場及び泊地区スポーツ広場を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

五島市狩立野外スポーツ広場条例の廃止について
五島市狩立野外スポーツ広場条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野口市太郎

五島市狩立野外スポーツ広場条例を廃止する条例
五島市狩立野外スポーツ広場条例（平成16年五島市条例第242号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

狩立野外スポーツ広場を廃止することに伴い、五島市狩立野外スポーツ広場条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 17 号

五島市公設小売市場条例の廃止について

五島市公設小売市場条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市公設小売市場条例を廃止する条例

五島市公設小売市場条例（平成 16 年五島市条例第 142 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
（五島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部改正）
- 2 五島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例（平成 16 年五島市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 公設小売市場利用者審査委員会委員の項を削る。
（五島市特別会計条例の一部改正）
- 3 五島市特別会計条例（平成 16 年五島市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。
第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とする。

（提案理由）

中央町公設小売市場を廃止することに伴い、五島市公設小売市場条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号

五島市手数料条例の一部改正について

五島市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市手数料条例の一部を改正する条例

五島市手数料条例（平成16年五島市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第4第1項中「登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関）」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関）」に、「300平方メートル」を「300㎡」に、「500平方メートル」を「500㎡」に、「175,000円」を「134,000円」に、「26,000円」を「16,000円」に、「374,000円」を「291,000円」に改め、同表第2項中「300平方メートル」を「300㎡」に、「500平方メートル」を「500㎡」に、「175,000円」を「134,000円」に、「26,000円」を「16,000円」に改める。

別表第5第3項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第30条」を「第35条」に、「129,000円」を「98,000円」に、「23,000円」を「14,000円」に、「326,000円」を「253,000円」に改め、同項を同表第5項とし、同表第2項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「64,500円」を「49,000円」に、「11,500円」を「7,000円」に、「163,000円」を「126,500円」に改め、同項を同表第4項とし、同表第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第29条第1項」を「法第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「若しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「又は法第15条第1項に規定する登録建築

物エネルギー消費性能判定機関」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「129,000円」を「98,000円」に、「23,000円」を「14,000円」に、「326,000円」を「253,000円」に改め、同項を同表第3項とし、同表に第1項及び第2項として次の2項を加える。

1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第13条第2項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	(1) 評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合	ア 工場、倉庫等	床面積が300㎡未満のものにあっては16,000円、床面積が300㎡以上500㎡以内のものにあっては23,000円
			(2) 評価手法が標準入力法の場合	イ 工場、倉庫等以外	床面積が300㎡未満のものにあっては77,000円、床面積が300㎡以上500㎡以内のものにあっては98,000円
				ア 工場、倉庫等	床面積が300㎡未満のものにあっては20,000円、床面積が300㎡以上500㎡以内のものにあっては27,000円
				イ 工場、倉庫等以外	床面積が300㎡未満のものにあっては202,000円、床面積が300㎡以上500㎡以内のものにあっては253,000円
2	計画変更建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微な変更に関する証明手数料	法第12条第2項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査若しくは軽微な変更に関する証明又は法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	(1) 評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合	ア 工場、倉庫等	床面積が300㎡未満のものにあっては8,000円、床面積が300㎡以上500㎡以内のものにあっては11,500円
				イ 工場、倉庫等以外	床面積が300㎡未満のものにあっては38,500円、床面積が300㎡以上500㎡以内のものにあっては49,000円
			(2) 評価手法が標準入力法の場合	ア 工場、倉庫等	床面積が300㎡未満のものにあっては10,000円、床面積が300㎡以上500㎡以内のものにあっては13,500円
				イ 工場、倉庫等以外	床面積が300㎡未満のものにあっては13,500円

				倉庫等以外	のものにあつては101,000円、床面積が300㎡以上500㎡以内のものにあつては126,500円
--	--	--	--	-------	---

別表第5備考第2項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第4及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請等に係る手数料について適用し、同日前になされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴い、新たに建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を追加するなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

五島市道路占用料徴収条例の一部改正について

五島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

五島市道路占用料徴収条例（平成16年五島市条例第198号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「300円」を「380円」に、「470円」を「580円」に、「630円」を「780円」に、

「

」を「

」に、

「440円」を「540円」に、「600円」を「740円」に、「27円」を「34円」に、

「

」を「

」に、

「160円」を「200円」に、「540円」を「680円」に、「230円」を「280円」に、「11円」を「14円」に、「16円」を「20円」に、「24円」を「30円」に、「33円」を「41円」に、「49円」を「61円」に、「65円」を「81円」に、「110円」を「140円」に、「330円」を「410円」に、「340円」を「330円」に、「0.034」を「0.033」に、「54円」を「68円」に、「0.024」を「0.023」に、「0.017」を「0.016」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後になされる占用に係る占用料について適用し、同日前になされた占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路法施行令(昭和27年政令第479号)の一部改正により、国の道路占用料の額が見直されたことから、市の道路占用料の額についても同様に見直すため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

五島市水道事業給水条例の一部改正について

五島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市水道事業給水条例の一部を改正する条例

五島市水道事業給水条例（平成16年五島市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第36条の次に次の1条を加える。

（料金の支払請求権の放棄）

第36条の2 管理者は、料金の支払請求権のうち消滅時効に係る時効期間が満了したものについて、当該時効期間が満了した日から起算して3年経過したとき、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該支払請求権を放棄することができる。

- (1) 債務者が死亡し、料金債務を相続する者がいないとき。
- (2) 債務者の所在が不明であるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条その他の法令の規定により、債務者が当該債務について責任を免れたとき。
- (4) 料金債権の金額が少額で、回収に要する経費に満たないとき。
- (5) その他管理者が相当と認めるとき。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

消滅時効に係る時効期間が満了した日から3年を経過した水道料金の支払請求権で、回収不能と認められるものを整理するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 21 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和 2 年 10 月 13 日に議決された久賀島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 久賀島辺地

(辺地の人口 307人、面積 38.38km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市久賀町、蕨町、猪之木町、田ノ浦町
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市久賀町103番
- (3) 辺地度数 231点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道久賀17号線の神社前橋は、猪之木地区の集落内を流れる猪之木川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、床版、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の床版、主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道久賀18号線の山内橋は、猪之木地区の集落内を流れる猪之木川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道久賀7号線の五輪橋は、五輪地区の集落内を流れる五輪川に架けられた木橋である。この橋は、平成24年に一部修繕しているが、桁丸太、橋脚及び床版に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の桁丸太、橋脚及び床版の補修及び保護塗装を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	72,400	35,880	36,520	36,400

合 計		72,400	35,880	36,520	36,400
-----	--	--------	--------	--------	--------

（議案第21号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更 後		変 更 前	
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 久賀島辺地 （辺地の人口 307人、面積 38.38k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市久賀町、藤町、猪之木町、田ノ浦町 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市久賀町103番 (3) 辺地度数 231点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道久賀17号線の神社前橋は、猪之木地区の集落内を流れる猪之木川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、<u>架設後40年以上が経過している</u>と思われ、床版、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このことから、この橋の床版、主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道久賀18号線の山内橋は、猪之木地区の集落内を流れる猪之木川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、<u>架設後40年以上が経過している</u>と思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道久賀7号線の五輪橋は、五輪地区の集落内を流れる五輪川に架けられた木橋である。この橋は、平成24年に一部修繕しているが、<u>桁丸太、橋脚及び床版に損傷が発生している</u>状況である。このことから、この橋の桁丸太、橋脚及び床版の補修及び保護塗装を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度まで 5年間</p>		<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 久賀島辺地 （辺地の人口 307人、面積 38.38k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市久賀町、藤町、猪之木町、田ノ浦町 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市久賀町103番 (3) 辺地度数 231点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道久賀17号線の神社前橋は、猪之木地区の集落内を流れる猪之木川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、<u>架設後40年以上が経過している</u>と思われ、床版、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このことから、この橋の床版、主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道久賀18号線の山内橋は、猪之木地区の集落内を流れる猪之木川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、<u>架設後40年以上が経過している</u>と思われ、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。このことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道久賀7号線の五輪橋は、五輪地区の集落内を流れる猪之木川に架けられた木橋である。この橋は、平成24年に一部修繕しているが、<u>桁丸太、橋脚及び床版に損傷が発生している</u>状況である。このことから、この橋の桁丸太、橋脚及び床版の補修及び保護塗装を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度まで 5年間</p>	
<p>施設名</p> <p>道路施設</p>		<p>区分</p> <p>事業主体</p> <p>五島市</p>	
<p>事業費</p> <p>72,400</p>		<p>事業費</p> <p>66,800</p>	
<p>財源内訳</p> <p>特定財源 35,880</p> <p>一般財源 36,520</p>		<p>財源内訳</p> <p>特定財源 35,880</p> <p>一般財源 30,920</p>	
<p>一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額 36,400</p>		<p>一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額 30,800</p>	

（単位：千円）

（単位：千円）

합	計	72,400	35,880	36,520	36,400		

합	計	66,800	35,880	30,920	30,800		

議案第 22 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和 2 年 10 月 13 日に議決された福江辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第6次変更)

長崎県五島市 福江辺地

(辺地の人口 3,446人、面積 1.47km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市末広町1番10 |
| (3) 辺地度点数 | 137点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道大波止・城山線、市道外濠線及び市道福江197号線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても使用されている。しかし、これらの路線は、歩道の陥没や隆起が発生しており、歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道堀端・新二番町線は、国道384号線と五島市役所とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れやわだち

掘れが生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道福江106号線の丸木橋は、福江市街を流れる福江川に架けられたPC橋である。しかし、この橋は、架設後48年が経過し、主桁及び床版に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の主桁、床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(消防施設)

この地区の防火水槽の設置予定地周辺には、古い木造住宅が密集している区域があり、火災が発生した場合、風の強さ、風向等によっては大規模な火災に発展する恐れがあるが、防火水槽が設置されておらず、今後の水利不足が懸念される。

このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消防活動の展開を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から令和2年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	425,900	0	425,900	425,900
消防施設	五島市	16,385	2,693	13,692	13,690
合計		442,285	2,693	439,592	439,590

（議案第22号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変	更	後	前
	<p>総合整備計画書（第6次変更）</p> <p>長崎県五島市 福江辺地 （辺地の人口 3, 446人、面積 1. 47k㎡）</p>	<p>総合整備計画書（第5次変更）</p> <p>長崎県五島市 福江辺地 （辺地の人口 3, 446人、面積 1. 47k㎡）</p>	
<p>1. 辺地の概況</p>	<p>（1）辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、未広町、江川町、福江町、新港町 長崎県五島市末広町1番10 137点</p>	<p>（1）辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、未広町、江川町、福江町、新港町 長崎県五島市末広町1番10 137点</p>	<p>（1）辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、未広町、江川町、福江町、新港町 長崎県五島市末広町1番10 137点</p>
<p>2. 公共施設の整備を必要とする事情 （道路施設）</p>	<p>市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道大波止・城山線、市道外濠線及び市道福江197号線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても使用されている。しかし、これらの路線は、歩道の陥没や隆起が発生しており、歩行者の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道堀端・新二番町線は、国道384号線と五島市役所とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れやわだち掘れが生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。</p>	<p>市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道大波止・城山線、市道外濠線及び市道福江197号線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても使用されている。しかし、これらの路線は、歩道の陥没や隆起が発生しており、歩行者の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道堀端・新二番町線は、国道384号線と五島市役所とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れやわだち掘れが生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。</p>	<p>市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道大波止・城山線、市道外濠線及び市道福江197号線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても使用されている。しかし、これらの路線は、歩道の陥没や隆起が発生しており、歩行者の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようことから、歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道堀端・新二番町線は、国道384号線と五島市役所とを結ぶ中心市街地の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されており、車両及び歩行者の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れやわだち掘れが生じているため、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。</p>

このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道福江106号線の丸木橋は、福江市街を流れる福江川に架けられたPC橋である。しかし、この橋は、架設後48年が経過し、主桁及び床版に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の主桁、床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(消防施設)

この地区の防火水槽の設置予定地周辺には、古い木造住宅が密集している区域があり、火災が発生した場合、風の強さ、風向等によっては大規模な火災に発展する恐れがあるが、防火水槽が設置されおらず、今後の水利不足が懸念される。

このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消防活動の展開を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から令和2年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	事業	主体		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	425,900	0	425,900	425,900
消防施設		五島市	16,385	2,693	13,692	13,690
合計			442,285	2,693	439,592	439,590

このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道福江106号線の丸木橋は、福江市街を流れる福江川に架けられたPC橋である。しかし、この橋は、架設後48年が経過し、主桁及び床版に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の主桁、床版等の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(消防施設)

この地区の防火水槽の設置予定地周辺には、古い木造住宅が密集している区域があり、火災が発生した場合、風の強さ、風向等によっては大規模な火災に発展する恐れがあるが、防火水槽が設置されおらず、今後の水利不足が懸念される。

このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消防活動の展開を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から令和2年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	事業	主体		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	411,300	0	411,300	411,300
消防施設		五島市	16,385	2,693	13,692	13,690
合計			427,685	2,693	424,992	424,990

議案第 23 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和 2 年 10 月 13 日に議決された富江辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第2次変更)

長崎県五島市 富江辺地

(辺地の人口 2,405人、面積 10.5km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町富江、富江町職人、
富江町土取、富江町黒島、富江町狩立、
富江町松尾、富江町山手
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町富江211番
- (3) 辺地度点数 214点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道月見～職人町線は、月見地区と職人地区とを結ぶ生活道路として利用されており、また、農道への連絡道路にもなっている。しかし、この路線は、側溝が無く幅員が狭いため、車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道富江～山下線は、国道384号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道黒瀬～職人線は、国道384号線と山崎地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	58,215	0	58,215	58,215

合 計		58,215	0	58,215	58,215

（議案第23号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変	更	後	変	更	前																																				
		<p>総合整備計画書（第2次変更）</p> <p>長崎県五島市 富江辺地 （辺地の人口 2,405人、面積 10.5k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町富江、富江町職人、富江町土取、富江町黒島、富江町狩立、富江町松尾、富江町山手 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市富江町富江211番 （3）辺地度数 214点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道月見～職人町線は、月見地区と職人地区とを結ぶ生活道路として利用されており、また、農道への連絡道路にもなっている。しかし、この路線は、側溝が無く幅員が狭いため、車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道富江～山下線は、国道384号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道黒瀬～職人線は、国道384号線と山崎地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和5年度まで 5年間</p>		<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 富江辺地 （辺地の人口 2,405人、面積 10.5k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町富江、富江町職人、富江町土取、富江町黒島、富江町狩立、富江町松尾、富江町山手 （2）地域の中心の位置 長崎県五島市富江町富江211番 （3）辺地度数 214点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道月見～職人町線は、月見地区と職人地区とを結ぶ生活道路として利用されており、また、農道への連絡道路にもなっている。しかし、この路線は、側溝が無く幅員が狭いため、車両間の離合が困難であり、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の拡幅整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道富江～山下線は、国道384号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道黒瀬～職人線は、国道384号線と山崎地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和5年度まで 5年間</p>																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th></th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>58,215</td> <td></td> <td>58,215</td> <td>0</td> <td>58,215</td> <td>58,215</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>		施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	五島市		特定財源	一般財源	道路施設	58,215		58,215	0	58,215	58,215	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>五島市</th> <th></th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>57,037</td> <td></td> <td>57,037</td> <td>0</td> <td>57,037</td> <td>57,037</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>		施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	五島市		特定財源	一般財源	道路施設	57,037		57,037	0	57,037	57,037
施設名	事業主体		事業費		財源内訳			一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																	
	五島市			特定財源	一般財源																																				
道路施設	58,215		58,215	0	58,215	58,215																																			
施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																			
	五島市			特定財源	一般財源																																				
道路施設	57,037		57,037	0	57,037	57,037																																			

합	합	58,215	0	58,215	58,215

합	합	57,037	0	57,037	57,037

議案第24号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和2年10月13日に議決された盈進辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第2次変更)

長崎県五島市 盈進辺地

(辺地の人口 1,363人、面積 8.00km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町黒瀬、富江町長峰、
富江町山下、富江町山手
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市富江町黒瀬243番2
- (3) 辺地度数 231点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道富江～山下線は、国道384号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	2,555	0	2,555	2,555
合計		2,555	0	2,555	2,555

（議案第24号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更 後		変 更 前																																															
<p>総合整備計画書（第2次変更）</p> <p>長崎県五島市 盈進辺地 （辺地の人口 1,363人、面積 8.00k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町黒瀬、富江町長峰、富江町山下、富江町山手 長崎県五島市富江町黒瀬243番2 231点 （2）地域の中心の位置 （3）辺地度数 231点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道富江～山下線は、国道384号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和5年度まで 5年間 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td></td> <td>2,555</td> <td>0</td> <td>2,555</td> <td>2,555</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>2,555</td> <td>0</td> <td>2,555</td> <td>2,555</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	特定財源	一般財源	道路施設	五島市		2,555	0	2,555	2,555	合 計			2,555	0	2,555	2,555	<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 盈進辺地 （辺地の人口 1,363人、面積 8.00k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市富江町黒瀬、富江町長峰、富江町山下、富江町山手 長崎県五島市富江町黒瀬243番2 231点 （2）地域の中心の位置 （3）辺地度数 231点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 市道富江～山下線は、国道384号線と山下地区とを結ぶ生活道路であり、地区住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和5年度まで 5年間 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td></td> <td>173</td> <td>0</td> <td>173</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>173</td> <td>0</td> <td>173</td> <td>173</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	特定財源	一般財源	道路施設	五島市		173	0	173	173	合 計			173	0	173	173
施設名	事業主体					区分	事業費		財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																						
		特定財源	一般財源																																														
道路施設	五島市		2,555	0	2,555	2,555																																											
合 計			2,555	0	2,555	2,555																																											
施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																											
				特定財源	一般財源																																												
道路施設	五島市		173	0	173	173																																											
合 計			173	0	173	173																																											

議案第25号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成30年9月25日に議決された荒川辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野口市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 荒川辺地
(辺地の人口 276人、面積 25.60 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市玉之浦町荒川、玉之浦町丹奈、玉之浦町布浦、玉之浦町頓泊
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市玉之浦町荒川279番11
- (3) 辺地度点数 289点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(林道)

林道丸山線の丸山線1号橋は、七岳川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後54年が経過し、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、車両等の交通の安全及び林業の活性化を図るものである。

(道路施設)

市道荒川3号線の上川橋Aは、荒川地区の集落内を流れる上ノ川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、床版に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の床版の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道	五島市	17,200	8,600	8,600	8,600
道路施設	五島市	4,600	0	4,600	4,600
合計		21,800	8,600	13,200	13,200

（議案第25号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変 更		変 更																																																																	
後	前	後	前																																																																
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 荒川辺地 （辺地の人口 276人、面積 25.60k㎡）</p> <p>長崎県五島市 荒川辺地 （辺地の人口 276人、面積 25.60k㎡）</p>		<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 荒川辺地 （辺地の人口 276人、面積 25.60k㎡）</p>																																																																	
<p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市玉之浦町荒川、玉之浦町丹奈、玉之浦町布浦、玉之浦町頓泊</p> <p>(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市玉之浦町荒川279番11</p> <p>(3) 辺地度数 289点</p>		<p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市玉之浦町荒川、玉之浦町丹奈、玉之浦町布浦、玉之浦町頓泊</p> <p>(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市玉之浦町荒川279番11</p> <p>(3) 辺地度数 289点</p>																																																																	
<p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 （林道）</p> <p>林道丸山線の丸山線1号橋は、七岳川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後54年が経過し、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、車両等の交通の安全及び林業の活性化を図るものである。</p> <p>（道路施設）</p> <p>市道荒川3号線の上川橋Aは、荒川地区の集落内を流れる上ノ川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、床版に損傷が発生している状況である。このようことから、この橋の床版の補修を行い、橋の延命化並びに地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>		<p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>林道丸山線の丸山線1号橋は、七岳川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後54年が経過し、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、車両等の交通の安全及び林業の活性化を図るものである。</p>																																																																	
<p>3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から令和4年度まで 5年間</p>		<p>3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から平成34年度まで 5年間</p>																																																																	
<p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業</th> <th>主体</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>17,200</td> <td>8,600</td> <td>8,600</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>4,600</td> <td>0</td> <td>4,600</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>21,800</td> <td>8,600</td> <td>13,200</td> <td>13,200</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 業債の予定額	事業	主体	特定財源	一般財源	林道	五島市	五島市	17,200	8,600	8,600	8,600	道路施設	五島市	五島市	4,600	0	4,600	4,600	合計			21,800	8,600	13,200	13,200	<p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業</th> <th>主体</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>17,200</td> <td>8,600</td> <td>8,600</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>五島市</td> <td>4,600</td> <td>0</td> <td>4,600</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>17,200</td> <td>8,600</td> <td>8,600</td> <td>8,600</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 業債の予定額	事業	主体	特定財源	一般財源	林道	五島市	五島市	17,200	8,600	8,600	8,600	道路施設	五島市	五島市	4,600	0	4,600	4,600	合計			17,200	8,600	8,600	8,600
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 業債の予定額																																																													
	事業	主体		特定財源	一般財源																																																														
林道	五島市	五島市	17,200	8,600	8,600	8,600																																																													
道路施設	五島市	五島市	4,600	0	4,600	4,600																																																													
合計			21,800	8,600	13,200	13,200																																																													
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 業債の予定額																																																													
	事業	主体		特定財源	一般財源																																																														
林道	五島市	五島市	17,200	8,600	8,600	8,600																																																													
道路施設	五島市	五島市	4,600	0	4,600	4,600																																																													
合計			17,200	8,600	8,600	8,600																																																													

議案第 26 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和 2 年 10 月 13 日に議決された濱ノ畔辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 濱ノ畔辺地

(辺地の人口 1,628人、面積 10.53k㎡)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 |
| (3) 辺地度数 | 213点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道里釜裏線は、国道384号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道浜窄線は、国道384号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道丑ノ浦線は、濱ノ畔地区と丑ノ浦地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(診療施設)

国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成17年に設置したものである。しかし、設置後15年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来することが懸念される。このようなことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区 分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設	五島市		29,548	0	29,548	29,548
診療施設	五島市		15,400	1,100	14,300	14,300
合 計			44,948	1,100	43,848	43,848

（議案第26号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変	更	前
変	更	前
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 濱ノ畔辺地 （辺地の人口 1,628人、面積 10.53 km²）</p> <p>長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 213点</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名 （2）地域の中心の位置 （3）辺地度数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 （道路施設） 市道里釜裏線は、国道384号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道浜窄線は、国道384号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道丑ノ浦線は、濱ノ畔地区と丑ノ浦地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>（診療施設） 国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成17年に設置したものである。しかし、設置後15年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。</p>	<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 濱ノ畔辺地 （辺地の人口 1,628人、面積 10.53 km²）</p> <p>長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 213点</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名 （2）地域の中心の位置 （3）辺地度数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 （道路施設） 市道里釜裏線は、国道384号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道浜窄線は、国道384号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道丑ノ浦線は、濱ノ畔地区と丑ノ浦地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>（診療施設） 国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成17年に設置したものである。しかし、設置後15年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。</p>	<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 濱ノ畔辺地 （辺地の人口 1,628人、面積 10.53 km²）</p> <p>長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 213点</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名 （2）地域の中心の位置 （3）辺地度数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 （道路施設） 市道里釜裏線は、国道384号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道浜窄線は、国道384号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道丑ノ浦線は、濱ノ畔地区と丑ノ浦地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>（診療施設） 国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成17年に設置したものである。しかし、設置後15年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。</p>
<p>3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度まで 5年間 （単位：千円）</p>	<p>3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度まで 5年間 （単位：千円）</p>	<p>3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度まで 5年間 （単位：千円）</p>

施設名	区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額
	事業 主体	分		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市		29,548	0	29,548	29,548
診療施設	五島市		15,400	1,100	14,300	14,300
合 計			44,948	1,100	43,848	43,848

施設名	区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額
	事業 主体	分		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市		10,488	0	10,488	10,488
診療施設	五島市		15,400	1,100	14,300	14,300
合 計			25,888	1,100	24,788	24,788

議案第 27 号

鬼岳天文台及び産品センター鬼岳四季の里の指定管理者の指定について

五島市鬼岳天文台条例（平成 16 年五島市条例第 145 号）第 3 条第 1 項の規定により鬼岳天文台の指定管理者を、五島市産品センター条例（平成 16 年五島市条例第 170 号）第 3 条第 1 項の規定により産品センター鬼岳四季の里の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 3 年 3 月 9 日提出

五島市長 野 口 市太郎

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
鬼岳天文台	五島市下大津町 2135 番地 特定非営利活動法人 福江島おんだけ振興会 理事長 田 中 英 人	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
産品センター鬼岳四季の里	五島市下大津町 2135 番地 特定非営利活動法人 福江島おんだけ振興会 理事長 田 中 英 人	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 28 号

福江武家屋敷通りふるさと館の指定管理者の指定について

五島市福江武家屋敷通りふるさと館条例（平成16年五島市条例第146号）第3条第1項の規定により、福江武家屋敷通りふるさと館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
福江武家屋敷通りふるさと館	東京都足立区千住5丁目7番9号 五島三国観光株式会社 代表取締役 庄司 清	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第29号

多郎島地区公園の指定管理者の指定について

五島市多郎島地区公園条例（平成16年五島市条例第148号）第3条第1項の規定により、多郎島地区公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
多郎島地区公園	五島市富江町富江165番地1 一般社団法人五島さんごの町富江観光協会 会長 古川雄一	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第30号

道の駅遣唐使ふるさと館の指定管理者の指定について

五島市道の駅遣唐使ふるさと館条例（平成16年五島市条例第154号）第3条第1項の規定により、道の駅遣唐使ふるさと館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年3月9日提出

五島市長 野口市太郎

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
道の駅遣唐使ふるさと館	五島市三井楽町濱ノ畔3150番地1 株式会社みいらく万葉村 代表取締役 小杉勇治	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。